

会則

第1条 (名称)

本会は、社交ダンスサークル _____ と称し、事務局を弘前市大字広野 2-14-26 に置く。

第2条 (主たる活動場所)

本会の主たる活動場所を、 _____ とする。

第3条 (目的)

本会は、青森県ダンススポーツ連盟の構成団体として、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟(以下、JDSF という)の推進するダンススポーツの普及と振興を目的とし、公益のための非営利活動を行うものとする。

第4条 (会員)

本会は、本会に所属する会員の氏名、住所、電話番号を名簿として保管し、変更があった場合はその更新をしなければならない。また、会員登録番号を名簿に記載しなければならない。

第5条 (入会金及び会費)

1. 会員は、本会が別に定めるところの入会金及び会費を納めなければならない。
2. 会員は、本会を維持運営するために必要な経費を会費として分担しなければならない。

第6条 (役員)

1. 本会は、次の役員をおく。
 - (1) 会長 1 名、運営役員若干名
 - (2) 監事 1 名
2. 監事は本会の会計を監査し、会長又は運営役員を兼ねてはならない。

第7条 (総会)

1. 本会の総会は会員をもって構成し、年 1 回開催する。
2. 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。
3. 総会では、規約の改正、役員を選任、収支決算、その他必要と認められた事項の承認を行う。

第8条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。

第9条 (指導者)

本会の役員又は会員による指導の場合は、指導のための必要な経費以外を受取ってはならない。

第10条 (会員の除名)

次に該当する場合は、当会から会員を除名することができる。

- (1) 所定の会費を納めなかったとき
- (2) JDSF、青森県連盟、又は当会の名誉を著しく損なう行為があったとき
- (3) JDSF、青森県連盟、又は当会の目的、規則に違反する行為があったとき

第11条 (付則)

この会則は、令和 7 年 6 月 _____ 日より施行する。